

ワンストップ特例制度をご利用される方へ

ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認及び個人番号確認資料の添付が必要となります。

個人番号（マイナンバー）の未記入や、添付資料がない場合はワンストップ特例制度をご利用できない場合がございますので、ご注意ください。

申請書は、寄附した翌年の1月10日必着です。

提出期限までに下記(1)、(2)、(3)のいずれかの添付資料と申請書を一緒にご提出ください。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちの場合

- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）の両面の写し

(2) マイナンバーの「通知カード」をお持ちの場合

※住所・氏名が住民票の記載と一致しているもの

- ・ 「通知カード」の表面の写し
(裏面に住所・氏名の変更記載がある場合は両面)
- ・ 身分証の写し

※令和2年5月25日よりマイナンバーの「通知カード」が廃止されたこと
によって、住所・氏名等が住民票の記載事項と一致しない「通知カード」
は個人番号確認書類として利用できなくなりました。

(3) 個人番号カード・通知カードどちらもお持ちでない場合

- ・ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し(コピー可)
- ・ 身分証の写し

身分証の例

- ・ 運転免許証・パスポート・身体障がい者手帳・療育手帳
- ・ 在留カード・特別永住者証明書 など官公署発行の顔写真付身分証明書
顔写真が表示され、氏名・生年月日・住所が確認できるようコピーしてください。

◆ 上記身分証をお持ちでない場合（いずれか2つ）

- ・ 健康保険証・介護保険証・年金手帳・納税証明書など

※個人番号（マイナンバー）の情報漏えいを防ぐため、当町では簡易書留での郵送を推奨しております。

【申請書提出先】

505-0392

岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2

八百津町役場 ふるさと納税担当 宛